

紛議の表面化と経過

同社の仕事始めは例年一月五日であつたが、本年は一日繰り上げて四日より操業を開始したところ、當日既に造機部従業員の間には意業の氣運がたゞよひ、それは産業報國會の茶話會（當日開催され、出席者は産業報國會分會總代並びに職員側委員約八十名席上においても看取されたのであつた。そこで翌五日會社側は産業報國會分會總代並びに役付職工（組長、伍長）を招致して事情をたゞしたが要領を得ず経過するうち、午後四時頃産業報國會委員は造機部組長並びに委員總代協議の結果による左記要求書を出すさへ、會社に提出するところがあつた。

記

- 一、日給一割五歩増給又は手當八十錢増給
- 二、常備加給者（加給倍額）
- 三、請負加給者（加給倍額）

但し常備加給者は仕事現場平均歩合を支給されたし

この要求書を受けた會社側は事態の悪化を惧れ、午後十二時頃、とりあへず左記の如き管明書を委員に發表し不穩の行動に出ずることなく、就勞せられたき旨意思表示をなしたのである。

記

- 一、左記手當を支給すること 但し出勤日に限る
 - (一) 三十五才以上の妻子持者 出勤一日に付 二十錢
 - (二) 三十五才未満の 十五錢
 - (三) 三十才以上の獨身者 十五錢
 - (四) 成年以上の 七錢
 - (五) 成年以上の女子 八錢
 - (六) 未成年者（男女共） 五錢
- 三、請負加給並びに奨励加給に付いては各部區々たる現状なれば今一概